

# 2019年度事業計画書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

## 1. 当面の方針及び調査・企画管理に関する事業

### 1-1 当面の方針

- (1) 業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、公益の担い手として、コンプライアンスを確保しつつ、業界団体としての機能を発揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として健全な発展を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行う。
- (2) 当工業会は、2011年に競争法に係る一部会員会社への調査が開始されるなど、競争法に係る諸事案の発生が続き、現在その経緯を辿っている最中、内外の諸般の状況から引き続き厳しい制約下にある。これを受け、一般社団法人日本ベアリング工業会は、2012年度の創立総会以来、「当面の方針」に従って運営を進めてきたところである。2019年度においても、これを踏襲しつつ更なるステップアップを図っていくこととする。
- 具体的には以下の通り。
- (3) 当工業会の運営については、引き続き、当分の間を「暫定期間」と位置付ける。 2011年から既に8年目を迎えており、当工業会を取り巻く内外の諸環境が流動的でかつ多岐に亘りこの趨勢が継続してきていることから、この期間は中・長期的タームを念頭に置いた期間としている。また、この終期については、当該制約の大幅な減衰などの変化をもって、その終期と考えることとなるが、あるひとつの時点をもってこれを想定することは現実的でなく、終期そのものに幅をもたせフェイド・アウトの過程とみなす必要がある。今後こうした過程を積み重ね終期の完了を探っていくとともに、順次その次にある平常化を視野に入れ対応していく。
- (4) 暫定期間においては、内外の諸環境を勘案しつつ、特に改革に注力する。改革においては、現実的対応として、可能なものから時宜をとらえ、漸次段階的に押し進めていくこととする（以下「段階的アプローチ」という）。これは、2011年度以来の実態でもある。
- (5) 内外の環境変化が永続する中にあって、改革も暫定期間に限られたものではなく、将来に向かって永続していくべきものである。こうした改革を進めていく中で、「21世紀型のスマートな業界団体」への「変革」を果す。今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえ、こうした改革の先の到達点として、新たな理念・組織制度・運営管理のあり方などを整え新時代に総合的に適合した「新生・日本ベアリング工業会」を目指す。これら変革への対応については、引き続き専務理事をこの担当理事に指名する。

「変革」は、局所的対処療法であってはならず、「総合的」であることが肝要であ

る。また、「変革」は形だけで済むものでもない。工業会、会員等すべての関係者が自らの意識を改革し、意識面での「変革」という裏打ちを整えていくことが肝要で、このための機会を日々の活動に織り込んでいく。

(6) 基本理念については、2012年度以来、「コンプライアンス確保」及び「公益的事業への純化」の2本柱としている。

今般の事態にあるからこそ、コンプライアンス確保の努力に合わせ、公益的事業を持続的に推進する姿勢を内外に示していくことが特に重要である。

また、この基本理念に則した改革を、定款、組織など根幹も含め、今後とも聖域なく進めることとする。本年度においては、内外の環境変化とこれまでの改革の経緯を踏まえ、基本理念を反映させるため、定款の大本である目的、事業等の規定を変更する。

(7) コンプライアンス確保について引き続き努めていく。

2011年7月以降、当工業会は、工業会・会員とが一体となってコンプライアンスの強化を図っていくためアンチトラストに係る顧問弁護士（リーガルカウンセル）への委託を行っている。今後ともこれを継続し、適切な指導を受ける。また、必要に応じ、偽造対策・労務等の分野においても弁護士等その他の外部専門家からの適宜適切な指導を受ける。

そのもとで、リーガルカウンセルと相談しながら、諸手続きを含め、組織制度・運営管理についてコンプライアンス確保の観点からの改革を進める。その中で、効率的かつ的確なコンプライアンス確保がなされた工業会の構築に努めていく。また、そのソフトウェアに当たるリーガル・マインドについても、工業会、会員等すべての関係者において今後ともその向上に努めていく。とりわけ、事務局職員においては、そのリーガル・マインドの基礎の上に、工業会の顧問弁護士等の意見を咀嚼し自ら判断する力を養い、コンプライアンス確保に則した運営手法・ノウハウの熟度向上を図るよう一層努めていく。

他方、中小企業会員向けを中心に、会員のコンプライアンス確保の努力をサポートする情報提供、講演会等の実施にも努めていく。

(8) コンプライアンス確保に努めていく中で、平常化に向けて事業の活性化に努める。

工業会の各種会合における事業推進のために必要な情報交換については、コンプライアンス確保が当然の前提とされているが、これを過剰に意識し、必要な情報交換を忌避してしまうことは、公益的事業の推進こそ当工業会の責務であることから本末転倒である。当工業会は顧問弁護士のチェックなどのコンプライアンス確保の仕組みを備え、かつその深化に努めてきている。こうしたコンプライアンス確保のもとで、当工業会は、必要な情報交換を活発に行うように運営し、同時にこれに則した意識改革も進展させるよう、努めていく。

(9) 事業については、コンプライアンス確保の観点からも個々の事業目的は明確かつ限

定的であるべきで、これに則しつつ「公益的事業への純化」の基本理念に沿って、この純化を進めてきたところである。今後とも、内外の諸環境に則したニーズを踏まえ事業の改廃・創設等の改革も行いつつ、その的確な事業推進と活性化に努める。

また、引き続き、事業推進の基盤となる仕組み（組織制度・運営管理）についても改革を進める。これは上述の「コンプライアンスの観点からの改革」と表裏一体となるものである。

2011年7月以降、輪番制を基軸とした会長ローテーション、部会制度等の従前の仕組みが立ちゆかなくなつたので、従前のこれら制度を廃止し、「事業別担当幹事制」に移行した。これは部会制度に換わり事業推進の根幹となるものであり、この定着・発展に努めていく。事業推進にあたっては、個別事業ごとにリーダーシップをとる役割を各会員に担当して頂く必要があるが、「事業別担当幹事制」とは、その役割について、従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制ではなく「適材適所」によることを原則とするものである。また、この「適材適所」は当工業会において広く適用されるべき原則と位置付けている。

昨年度、2011年以来初めて新規に事業創設がなされた。それは2つの新事業\*で、その推進基盤としての組織もそれぞれ新設されている。これらは、ともに政府の施策とも深く関連した重要なものである。本年度は、これら事業について、立ち上げから着実な進展へとその推進を図っていく。

\* ①外国人材受入対策事業、②ペアリングのCO2排出削減貢献定量化ガイドライン策定事業。

近年、国際化の進展等環境変化が著しく、ISO標準化をはじめ各種事業において対応の高度化が要請されてきている。こうした中で、長期的視点において内外の諸環境に則したニーズを踏まえて事業を実施していくためには、①常に広くアンテナをはり、そのニーズを先見しつつ、②実施基盤となる専門家を確保・育成していくことが大切である。将来に向けて、工業会の事務局、会員ともども、こうした点にも注力し適切な事業推進に努めていく。

(10) 改革については、当工業会の経緯とは独立した外発的要因を受けての変革も行われてきている。当工業会は、2012年4月に一般社団法人に完全に移行し、準則主義に基づく法人法（※）に従った自主的運営を行っていくこととなった。

もとより当工業会は「コンプライアンス確保」を理念のひとつの柱としているが、これと軌を一にして組織の内部統治をはじめとする法人法に規定されるコンプライアンス、透明性、due process の確保の基盤の上で、適正な運営管理に努めていく。

※「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

同時に、一般社団法人への移行により一層の自主的運営が確保されたことを踏まえ、各種改革を一層柔軟に推進していくこととする。

(11) 以上を踏まえ、2019年度も、政治・経済情勢に不透明感がみられることにも鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効

率的な予算運営と事業推進を行う。10月からの消費税引上げに対応するため、会費負担規約を変更する。

- (12) 事務局における作業はもとより、各段階での意思形成・決定、事業実施など、全般にわたって電子的手法の活用を適切な範囲で一層推進し、工業会内部におけるコミュニケーションの効率化及び緊密化を図る。但し、これは「なんでもかんでも」電子的手法に置き換えるというIT一辺倒の考えではない。工業会職員が個別に会員の方と会って相談する、相互に足を運ぶように心掛けるなど、人と人との触れ合いも大切にすることに意を置くこととする。こうしたことで、会員・事務局一体となって、業界団体としての公益的事業の推進に協業していく。
- (13) 以上の当工業会の新しい道筋は、「業界団体」のあり方についての一つの道である。我が国においては多種多様な産業が存在し、従って、各々の「業界団体」のあり方も多様であることを付言する。

## 1-2 調査・企画管理に関する事業

- (1) 諸事業の推進、及び政府等への協力・要望などに関連して、内外の関連情報を収集する。
- とりわけ、政府、政府機関等公的主体が作成・公表する政策提言・ビジョン、調査レポート、統計等の収集に努め、その動向をフォローする。統計等の一次データについては、その設計変更の動向にも留意し適宜適切な対応をする。また関連業界や諸経済団体との連絡・意見交換及び協力をを行う。
- (2) ベアリングの生産、販売、貿易等に関して調査を実施し、当会における事業活動の基礎資料とともに、政府及び関連業界に対して、ひいては国民一般に対して、広く情報を提供する。
- ①ベアリングの生産、販売、輸出、在庫、資材及び労務の状況を調査する。
  - ②ベアリングの主要部門別販売状況を調査する。
  - ③ベアリングの海外における生産等の状況を調査する。
  - ④国内及び海外におけるベアリングの生産等の実態を調査研究する。
  - ⑤経済産業省の機械統計、内閣府の機械受注統計、財務省の輸出入貿易統計、アメリカ及びユーロ圏の輸入統計等の資料を収集し、ベアリングに関する基本統計を整備する。
- (3) 政府及び日本経済団体連合会や日本機械工業連合会等の関係団体等に対して、施策の周知徹底・調査依頼への対応などの協力を行うとともに、施策などに関して要望や実情の説明等を行う。

当工業会が加盟している日本機械工業連合会が策定する「機械産業の税制改正要望」については、同連合会の理事会・総合役員会等において作成された要望を総務連絡会委員に報告し、当業界として問題がないか否かについて確認を行う。また、同連

合会から個別の重点要望について賛同団体となる要請等があった場合に直ちに賛同などの対応ができる体制をとる。賛同団体となった場合には、すみやかに理事・監事に報告を行う。

(4) 事業推進など工業会の運営を促進するため、総務連絡会において、理事会や総会の内容を説明するなどにより、工業会活動の現状等について認識を共有し、委員会各社の管理部門から支援をしていただくとともに、既存の委員会で対応できない課題・問題が発生した場合は、第一義的相談・対応窓口としての機能を担う。

(5) 2019年度の当工業会に対する寄付等の要請への対応については、①「スポーツ振興資金財団財界募金」、②「警察協会 救援援護事業」、③「経済広報センター会費」の継続3件に関し、工業会予算に計上のうえ、工業会として寄付を行う。

上記以外に当工業会に対して新たな寄付要請があった場合は、当工業会の適正な手続きに従い、当該要請が、公益目的事業であること、ベアリング産業の発展に寄与する目的に合致していること、寄付要請額が当工業会の通常の予算全体において過大なものにならないかなど、その適正性について慎重に検討を行う。拠出する場合は、適切な年度における当工業会の予算に計上し対応する。

(6) 予算・資金管理、安全・セキュリティー管理を適切に行う。とりわけ当工業会事務所内の防災対策の整備、防災情報の収集・分析を含め、災害時の公益的事業継続の観点から引き続き所要の検討を行う。

また、総会、参与会、理事会、各委員会等の当工業会の会合において、会合開始冒頭に防災の観点から避難経路図の説明を行うなど、防災対応を進める。

## 2. ISO/TC4への積極的な貢献とベアリングに関する規格の作成及び普及に関する事業

(1) ISO/TC4への積極的な貢献

ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISOの日本代表組織であるJISC<sup>\*</sup>のベアリング部門の役割を担うISO対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC4及びその下のSCの審議に積極的に参画する。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

<sup>\*</sup>JISC (Japanese Industrial Standards Committee、日本工業標準調査会) は経済産業省に設置されている組織（経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット）で、ISO 及び IEC に対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

TC4における組織再編検討の結果、2011年10月に、新たなSC（分科委員会）としてSC12（玉軸受）が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。

幹事国を日本が担当することは、日本のISOへの長年の貢献に対する評価の結果といえ、TC4において日本がSCの幹事国を担当したことはそれまでになく、これはベアリングにおける標準化の歴史においても画期的なことである。同時に、我が国及び世界のベアリング産業の発展へ大きく貢献することにつながるものである。従つて、幹事国業務という有意義かつ新たな役割を実質的に担う工業会として、以下のとおり、的確に幹事国業務等を遂行し将来的にも安定的に継続できるよう、工業会内における体制整備等必要な準備を進めるとともに、TC4における業務への積極的参画など、国際貢献に努めていく。

第一に、SC国際幹事及び議長の適切な活動を確保するため、工業会における将来の国際標準化推進室の設置を見据えて、過年における技術職員補充も踏まえて、中長期的視点をもって工業会全般に亘る適切な人員配置等の対応を行う。こうした対応をとることは、ISOにおける日本への評価を一層高め、日本にとって意義のある活動を確保することとなる。

SC12に関しては、工業会が輩出しJISCが任命した国際幹事及び幹事国が指名した議長が、既にその活動を着実に進め幹事国の中盤を作ってきており。現議長は2017年11月に就任しており、今後とも国際幹事及び議長が的確に対応できるよう工業会として支援を行う。また、国際幹事及び議長をはじめとする関係者による戦略的な活動も含め、適切なSC12の運営を図っていく。

SC12における当面の活動は、2018年8月に設置した新たなWG(WG2、ISO 20515の改正)における規格改正の推進、鋼球及びセラミック球規格の将来の改正のための球の表面粗さに関する調査への対応、担当規格のメンテナンス及びISO/CS(中央事務局)などの関係機関との調整等があり、これらを適切に推進することで幹事国としてその責務を果たす。

第二には、2019年5月に日本でTC4総会(TC4千葉総会)を開催する。TC4総会の日本開催は、2009年7月の沖縄総会以来、約10年ぶりとなる。千葉総会をTC4の活動に貢献し日本のプレゼンスを向上させる機会と捉え、万全の準備を行い、日本でのTC4総会を成功させるよう努める。

第三には、TC4における業務への積極的参画を行う。2019年5月に千葉総会、秋にストックホルムWG会議が予定されている。これらの会議へ、国代表者、SC国際幹事及び国内審議委員会(工業会)事務局として、積極的に参加・貢献することとする。

第四には、TC4における個々の規格審議に関しては、GPS\*の概念に基づく公差の用語及び定義規格の改正、グリースノイズ試験規格の制定など、様々な標準化業務が併進している。上記の会議への参加等を通して、幹事国の一員を担う責任と立場を自覚し、ISOが定める国際標準化業務指針の順守など適切な対応を行いながら、一層

の貢献を示していく。

\* GPS : Geometrical Product Specifications (製品の幾何特性仕様)。

第五には、T C 4 へ永続的・安定的に貢献していくため、適切に専門家等人員の確保を行う。これを遂行するに当たっては、特に以下の観点に留意して行う。即ち、I S Oに関わる欧米の専門家は長い期間 I S O の業務に携わることが一般的であり、日本が規格審議の現場で彼らと対等に討議していくためには、適切な人材が継続して対応していく必要がある。従って、然るべき中期的期間その任務を担うことが望ましい。また、専門家の交代が行われる場合においても、十分な引き継ぎ期間を設けること、及び後任者を計画的に育成するなど、切れ目のない対応力の確保を図ることも重要である。

第六には、国内において、国際標準の普及の観点から説明会などの情報提供を適切に行っていく。

第七には、I S Oにおいては、その国際的機関としての機能確保のために高度なI T化が必須との認識のもと、これを強力に推進してきている。I S Oに貢献を果たすべき当工業会としては、こうしたI S Oのマナーに着実に沿っていけるよう、幹事国業務、国内審議体制及び投票体制の電子化を更に推進する。

#### (2) J I Sの制定及び改正

ベアリングのJ I S規格について、工業標準化法に基づく手続きに対応した機関であるJ I S転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定及び改正の原案作成を行う。こうしたことにより、我が国の工業標準化に貢献していく。

J I S C等の更なる電子化に対応し、J I S審議体制及び原案作成の電子化を更に推進する。

これらにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与していく。

#### (3) B A Sの制定及び改正

W T O／T B T協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めるながら、B A S規格につき所要の制定・改正を行う。

#### (4) 関連団体との協力

国際標準化活動において、関連団体との相互協調を図るべく協力を継続していく。こうした対応は、国際標準化における日本のベアリング産業のプレゼンスを向上させることにも不可欠である。

特に、I S O／T C 2 1 3 (G P Sを扱うI S Oの専門委員会)との連携を行う。T C 4において個々の軸受規格へのGPS適用検討が歐州主導で進んでいる現状にあって、GPSが国内外においてかつ業種の垣根を越えて広がることを視野において、慎重かつ戦略的な対応をしていくことが重要となっている。従って、今後もGPSに係る重

要な情報を得る機会の確保などのために、T C 2 1 3 の関係者とのパイプを保ち、また、工業会の国内委員会においてもリソースを確保し、国際会議等での規格審議において適切な対応を継続的に行っていく。

### 3. 健全な貿易発展施策等に関する事業

#### (1) W B A (世界ベアリング協会)

W B Aにおいては、2 0 0 9 年よりアンチ・トラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー）によるリーガルチェックとモニタリングのもとで、総会、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。当工業会は、諸般の事情の中、可能な範囲での対応を進め、W B A活動の継続と発展を図り、その成果を享受するとともに、国際的責任を果たすよう努める。また、当工業会においては、W B A専門委員会を中心に総会に向けて検討を行っていく。

①引き続き、安形W B A副会長（J T E K T社長・J B I A会長）と内山W B A副会長（N S K社長）をJ B I A代表として、J B I Aは、W B A加盟団体として適切な貢献を果たす。

##### ②総会

毎年9月に開催してきている。W B A事業の事業計画、予算の決定など、意思決定の最高機関。

2 0 1 8 年9月2 8 日開催のW B A東京総会において、次回総会は2 0 1 9 年9月5 日午前にスウェーデン・ヨーテボリで開催することで決定された。それに合わせ、9月3日～5日の間に、偽造対策委員会、事務局会合（場合によってはオーセンティケーション委員会もあり得る）の開催が予定され、これに的確に対応する。

##### ③偽造対策

2 0 1 5 年のシカゴ総会で偽造対策に集中すると決定した（後述のオーセンティケーションもこれから派生したもの）。

偽造対策委員会は、日米欧7企業、及び各団体事務局によって構成されており、議長はF E B M A（S K F のゼネラルカウンセル）が務め、プログラムごとに主導団体と事務局を決め、基本的にJ B I Aは全体の事務局を務めるというマルチ体制としている。首脳会合に連結して開催される委員会会合では成果評価と計画立案を行い、また年間を通して節目節目で電話会議を開催し、進捗・調整を図っていく。

##### a. 中国（J B I A主導）

###### ・中央政府ロビー

W B A偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が、4～5月頃を目途に中国税関総署知的財産権保護部を訪問する。会合の準備は当工業会が現地代理人を介して行う。毎年、その年の中国地方税関へのロビーイング計画の了解などを行い、信頼関係を保っている。

- ・中国地方政府機関へのロビーイング

地域として北京市と上海市を選択。税関は北京税関（昨年訪問時に真贋セミナーを依頼されたことを受けたもの）及び上海税関を、執行機関は上海市の公安など（各社のレイド結果次第で決定）をWBA偽造対策委員会参加各社の代表と事務局が訪問する。会合の準備は当工業会が現地代理人を介して行い、4月～6月に訪問を予定している。

- ・ロビー地域のレイド

ロビーをより効果的にするため、上海市でのレイドを、訪問前までに実施することが7社それぞれの義務となっている。

- b. EU (FEBMA主導)

SKFがWBA代表としてBASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy) の会員となり、重要な分野をモニターし、WBAの関心事項があればBASCAPのWGに参加するなどにより、情報収集等を行う。

- c. アジア太平洋地域 (タイ: NSK、JBA主導)

対象国は、昨年までのシンガポールが終了し、本年度からはタイと決まった。税関および法執行機関を訪問する。なお、これまでアジア太平洋地域事業は、SKFが担当していたが、NSKとJBAが担うこととなった。

- d. 広報啓発活動 (ABMA主導)

全世界のベアリングユーザーを対象に、昨年に引き続きウェブサイトの多言語化を進めていくなど、サイトへの訪問者数、閲覧ページ数を増やすための対策を検討・実施する。

- ④オーセンティケーション（製品認証プログラム）(FEBMA主導)

スマートフォン用アプリ (WBA Check\*) の市場供用を目指すと同時に、偽造対策委員会の下にある広報啓発分科会と協力して、宣伝および普及活動を行う。

\*機能は、玄関アプリ。

## (2) 不正商品対策

偽造業者の国際的なネットワークが進化し、偽造ビジネスのグローバル化、分業化が進行しており、偽造問題は中国だけにとどまらない世界レベルでの問題になってきている。また、偽造問題は、商標権侵害だけの問題ではなく、むしろその本質は社会的責任（CSR）に係る問題として取り組むことが求められているものである。特にベアリングの場合は、品質の定かでない偽造品の危険性は人命・安全に直接関わるものであり、その国際的な責任は重い。

不正商品対策専門委員会は、WBAによる対策活動への貢献、あるいは当工業会としての持続的な対策活動を実施し、また、これに関連して、JETRO、IIPPF等、政府関連機関、知財保護関係に携わる組織・団体との更なる協力・連携・活用を図ることにより、偽造対策を推進する。

#### a. 共同調査（ベトナム）

以前から、中国以外のアジア地域で偽造品被害の報告が年を追うごとに増加しているため、特に東南アジア地域について対策実施のニーズが高まっていた。委員会メンバー共通の関心国を対象にした共同調査を検討してきたが、2019年度は、ベトナム市場の共同調査の実施を検討する。サービスプロバイダー、対象地域を選定の上、調査することなどを想定。

#### b. ネット販売対策について

中国のEコマースサイトで偽物を取り扱っている出展社に対し、リーガル上の整理を踏まえつつ、工業会として共同で対策を検討する。

#### c. 中国IPG

事務局は、政府機関のJETROが中国で主催している中国IPGの動向をフォローし、情報収集などを行い、偽造対策に活用する。

（注）Intellectual Property Group；模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、2000年にJETROを事務局として発足した日系企業の団体。

### （3）通商対策

主要海外市場における動向を調査し、通商対策専門委員会を中心として、WTOを基軸とした世界の自由貿易体制の増進に係る日本政府への協力をはじめ、所要の海外市場施策を推進する。

#### ①バード修正条項対抗措置

米国は、バード修正条項を2005年に廃止したが、2007年10月1日以前の通関については分配の対象とする経過措置を残した。これに対し日本政府は対抗措置を実施し毎年延長していたが、2014年以降「対抗措置の権利を留保」している。未分配の原資がどれくらい残っているか不明なため、今後も分配状況に注視し、政府に対する協力等対応を行っていく。

#### ②商務省新プログラム

2012年の日米政府間覚書を踏まえ、同年に米国商務省がゼロイングを廃した新ルールを発表したが、他方ではダンピングマージン率の予測が不可能な新プログラム（DPA：Differential Pricing Analysis）を他国のレビューで適用し始めている。日本についてもこれによる新たな提訴が起こり得るため、引き続き日本政府に協力し、米国の動向を注視する。

③上記の対米通商問題に加え、ベアリングに係る通商問題全般に的確に対応していく。特に、近年重要性を増している、日本政府が推進するEPA・FTAについては、特恵関税に係る原産地規則、原産地証明という実務的課題などについて、工業会としても政府に協力をしていく。

④日本政府の輸出規制措置に関し、日本政府より要請があった場合には、適宜適切に安全保障輸出管理専門委員会を通じて協力していく。

## 4. 環境及び中小企業対策をはじめとする経営の高度化等に関する事業

### (1) 環境対策事業

地球環境問題に関し、当工業会として従来から行っている会員各社の各事業所における地球温暖化対策（CO<sub>2</sub>排出削減）及び循環型社会形成に向けた対策（産業廃棄物削減）について、フォローアップを含め推進する。

#### a. 地球温暖化対策

経団連の「低炭素社会実行計画」を軸とした形で推進を図る。同計画は、2013年度より2020年度までの期間を対象としている。当工業会は経団連のひとつ前の「環境自主行動計画」に引き続き、この「低炭素社会実行計画」に参加している。以下の目標を踏まえ、業界としてCO<sub>2</sub>排出削減を定着させ、軌道に乗せるよう努めていく。

また、同計画に参加されていない会員企業に対しても、企業独自のCO<sub>2</sub>削減目標の設定を行ったり、工場における省エネルギー対策を実施するなど、可能な範囲で、また各々のやり方での取組み努力を呼びかけていく。

#### 【目標】

2020年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比23%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO<sub>2</sub>/万kWhに固定する。②2020年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

また、経団連の「低炭素社会実行計画」では、取り組むべき分野として、上記の「目標数値達成に向けた取組み」の柱を含め全部で4本の柱としており、そのうちの1つである「主体間連携の強化（低炭素製品による他部門での削減）」については、2016年度に機械製品に広く組み込まれるベアリングが、使用される段階でいかに省エネルギーに貢献しているかを示す事例を集めたレポートを取りまとめた。今後も状況に応じて、適宜、レポートのリバイズを行い、ベアリング産業の環境への貢献とベアリングの重要性について、業界の外部における理解の進展を図る。

一方、経済産業省では、産業界に対して自主的に定量的評価を実施し、ベアリングの使用段階におけるCO<sub>2</sub>排出削減貢献の見える化を促しており、「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」を公開している。経団連もこれを踏まえ各業界団体に同様の要請をしてきている。こうした状況を踏まえ、2018年11月理事会において、ベアリングの使用段階におけるCO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化ガイドラインの検討・策定を行うことが決定され、環境対策専門委員会のもとにその下部組織として、開発・設計などの適切な専門家から構成された「CO<sub>2</sub>排出削減貢献定量化ガイドライン作成ワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループにおける検討が進められており、本年度もこれを継続する。

さらに、経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、

2020年度以降の「低炭素社会実行計画」（即ち2030年度目標）の取りまとめを行うよう要請があり、以下の目標を策定している。2020年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととなる。

**【2020年度以降の目標】**

2030年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は3.05CO<sub>2</sub>/万kWhに固定する。②2030年度の生産量は、2012年度レベル以上とする。

**b.循環型社会形成に向けた対策**

経団連の「循環型社会形成自主行動計画」を軸とした形で推進を図る。当工業会としては、以下のとおり2020年度目標を策定し、目標達成に向け活動を行っている。廃棄物の再資源化率の向上及び最終処分量の削減が限界に近づいているものの、高い目標を設定しており、今後も更に努力を継続していく。

**【2020年度目標】**

- ①2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ②2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

また、国際的にプラスチック海洋汚染問題への関心が高まるなか、経団連は、自主行動計画参加団体に対して、業種別プラスチック使用量削減目標の設定について検討を要請してきている。環境対策専門委員会を中心に工業会として、内外状況を注視しつつ、対応のあり方について検討を行う。

**c.その他**

環境問題に関するアンケート調査や環境対策事例集などの情報提供を行う。上述のWBAにおける環境問題への取組みについては、現在停止しているが、今後、WBAで環境に関する動きがあれば、その時点で環境対策専門委員会が中心となって作業などを進める。

**(2) 中小企業対策事業**

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として中小企業対策企画委員会が設置されている。同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営する。また、同委員会のもとに、広く中小企業の課題を研究する場として中小企業課題研究会が設置されている。ここではリーガルチェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。以上の組織整備を踏まえ、一層の中小企業対策事業を推進していく。

特に、中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、中小企業施策などの情報について（事業継続計画（Business Continuity Plan）の作成支援、政府の中小企業ものづくり

り補助金、事業承継をはじめとする税制改正、下請取引関係や労働関係の法令・ガイドラインなど)、Eメールなどにより速やかに情報提供を行うとともに、中小企業対策企画委員会主催の各種講演会等を行い、その周知徹底や活用促進を図るとともに、政府に対して要望や政府からの調査協力を行う。

また、中小企業対策や当工業会のあり方等について、中小企業会員と工業会会长との懇談会を開催する。同懇談会の関連事業として、他業界の大手先進企業の工場見学会、及び「からくり改善くふう展見学会」を開催する。これらにより、中小企業会員が、生産現場の改変・活性化に資する着想を得るなど、今後の中小企業の経営の安定及び高度化の一助となるよう努める。

さらに、当工業会職員が中小企業会員に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うとともに、情報交換を行い、密接な関係を維持するよう努める。

以上の活動を通じて、特に次の点に傾注していく。

- ①中小企業会員が、各種の法律について理解を深め、中小企業会員のコンプライアンスの意識を高めることに努める。
- ②政府の中小企業ものづくり補助金や税制改正等について、政府の中小施策等に沿った形で会員の活用が一層図れるよう努める。会員の申請に際しては、関係機関からの指導等を適宜適切にかつ円滑に受けられるよう、工業会事務局が窓口となるなどの対応を行う。

### (3) 新たな外国人材受入制度への対応

2018年年央以降、政府における外国人材受入れの新制度創設の具体的検討開始に伴い、当工業会は、「外国人材受入対策専門委員会」を設置するなど積極的に対応してきた。同年12月には政府は、関係法令、「基本方針」、「分野別運用方針」を定め、ベアリング業界は対象分野のひとつである「産業機械製造業分野」の適用業界となった。新制度による外国人の受入れは、2019年4月から開始される。

当工業会は、経済産業省が組織する「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」に加入し、内部の「外国人材受入対策専門委員会」の的確な運営を図ることにより、会員に対する情報提供、政府からの調査依頼などへの適切な対応に努める。これにより、当業界において新制度が適切に活用されるように努める。また、本制度は、在留資格制度の抜本的改革であるとともに、既存の技能実習制度との関連もあることから、今後とも、産業・経済への影響を注視しつつ、当業界として外国人材受入れ全般について適切かつ適正な活動ができるように、慎重に対応していく。

### (4) 労務・防災関係事業

労務関係では、雇用の安定、労働安全衛生の確保などに関して、政府の指導・監督を踏まえつつ、情報提供等を行い、労務対策の改善の一助とするとともに、労働法関連の法律の改正があった場合には、適切に情報提供する。

上記の観点から、JAM軸受部会（※）の要請に基づき「全国安全週間」のポスターの作成について、作成費用の一部を分担するなど協力を行うとともに、全会員に同ポスターを配布し、労働安全に対する啓蒙を図る。

（※）機械・金属産業を中心とした産業別労働組合の業種別部会の軸受部門

また、労働組合のある会員会社に春闘の結果を調査し、適法の範囲において会員会社へ情報提供する。

防災関係では、大規模な災害が発生した場合において、会員への災害に関する情報の提供を行い、また、政府調査への協力及び政府への要望を行う。この政府調査への協力においては、災害における被害状況等を確認するため、各会員の「緊急連絡先」及び「工場、本支店・営業所等リスト」の確認・更新を行い、経済産業省と情報を共有する。

## 5. 広報に関する事業

- (1) 機関誌「ベアリング」を月刊で発行する。紙媒体の特性（i. 安定性・セキュリティ・信頼性、ii. 保存性）を踏まえた役割に鑑み、ホームページにはない形での情報提供を行っていく。とりわけ、会員にとって有用な情報を的確に提供するとの観点から、当工業会の中心事業として活発な取り組みを行っている技術標準化などの事業活動について掲載を行うとともに、統計などの一般情報についても掲載を行う。
- (2) ホームページにより、広く一般に対しベアリング産業及び当工業会への理解と周知を図るため、一般的で基本的な情報を引き続き提供していく。